

本人であることを証する書類について

1 本人が請求をする場合

以下(1)に掲げる書類のいずれか1点の提示又は写しの郵送(以下、「提示等」という)をお願いします。

ただし、(1)に掲げる書類の提示等ができない場合には、(2)に掲げる書類のいずれか2点の提示等をお願いします。

なお、保有個人情報開示請求においては個人番号(マイナンバー)を必要とする事務ではないため、個人番号が記載されている書類を提示等する場合、職員が個人番号を確認できないようにしてください。

(例) 個人番号カード・・・個人番号が記載されていない表面のみを提示等する。

住民票・・・個人番号を省略したものを発行し、提示等する。

- (1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳その他の国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真の貼り付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校が発行した写真のはり付けられた身分証明書
- (2) 健康保険等の被保険者証、年金手帳、国民年金等の年金証書、住民票、在学証明書その他の本人であることを確認するために公立大学法人福島県立医科大学理事長が適当と認める書類

2 法定代理人が本人に代わって請求をする場合

法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍抄本、後見開始の審判に係る家事審判書謄本、その他当該法定代理人の資格を確認するために法人が適当と認める書類のいずれか1点の提示等をお願いします。

3 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合

当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求をする日前三ヶ月以内に作成されたものに限る。)その他の当該代理人が本人の委任を受けていることを確認するために法人が適当と認める書類を提示等してください。

※不明な点等ございましたら総務課大学管理係までお問い合わせください。

総務課大学管理係：電話 024-547-1007 FAX 024-547-1109